

令和4年度 問題行動、いじめ及び不登校の実態について

1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

項目 校種	窃盗		粗暴		家出等		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の誹謗等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R2	25	9	36	25	12	17	0	8	1	7	2	1	6	9	11	15	93	91	184
R3	20	6	38	45	6	24	0	13	3	10	3	1	1	7	5	7	76	113	189
R4	18	8	54	52	4	20	1	12	4	8	4	1	0	6	4	3	89	110	199

※「家出等」には無断外泊、深夜徘徊を含む ※「その他」は不健全娯楽遊び、建造物侵入、火遊び等

【対応について】

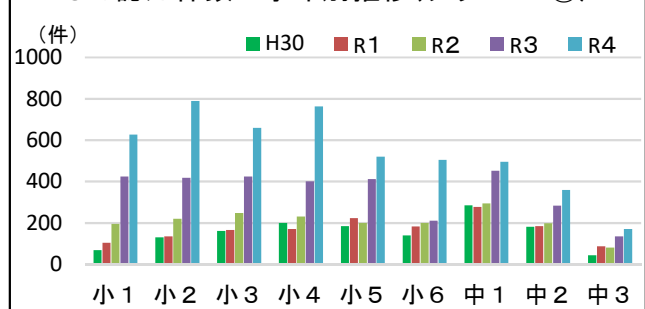
- ・教職員全体の生徒指導体制の構築及び、児童生徒の規範意識を高める教育活動を継続する。
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用し、医療機関、福祉機関、警察等の専門機関との連携を図る。
- ・遵法教室(指導主事による訪問実施)を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。
- ・スクールカウンセラー(SC)やSSWと連携して子供の心や家庭の教育環境の変化を見逃さないようにし、悩みや不安を把握して早期対応していく。
- ・ネットパトロール事業の活用により問題行動の未然防止や早期発見を図る。

2 いじめ

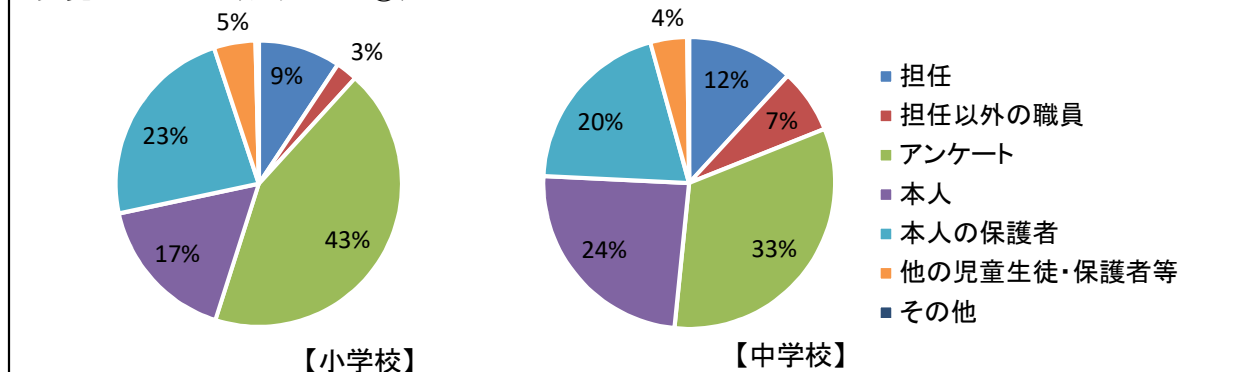
いじめの状況<表2>

項目 校種	認知件数(件)		当該年度末時点での 解消件数(件)	
	小	中	小	中
H30	895	509	546	320
R1	960	541	562	336
R2	1,291	573	897	382
R3	2,294	936	1,840	641
R4	3,860	1,023	2,529	740

いじめ認知件数の学年別推移<グラフ2-①>



発見のきっかけ<グラフ2-②>



【対応について】

《学校》

- ・日常生活の中で頻繁に発生しうるトラブルに対して担任が積極的に話を聞いたり、アンケートの記載に細かく丁寧に対応する。
- ・「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教師と児童生徒の信頼関係の構築やいじめの未然防止の学級・学校風土づくりに努める。
- ・「校内いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での組織的対応に努め、「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、アンケートを中心に児童生徒の心の声を拾う機会を増やす。

《教育委員会》

- ・タブレット端末を活用した「はままついじめアンケート」を導入し、子どもがSOSを発信しやすい環境を整えるとともに、学校がいじめ被害のリスクが高い児童生徒を把握して早期の対応を行うことで、いじめの未然防止及び早期発見に役立てる。
- ・いじめ対策コーディネーター研修等を活用し、学校独自のいじめの未然防止に向けた指導を充実させるとともに、校内でより良い人間関係の醸成や対人スキルの向上を目指した活動を行う。
- ・SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめ認知をより確実にを行うよう、研修などを通じて教職員への周知を徹底する。
- ・指導主事による市内全校への訪問で「いじめ対応の手引き」を活用した研修を行い、組織的対応を軸としたいじめの対応について周知徹底を図る。
- ・いじめの解消については、安易に「解消」とせず、被害児童や保護者に寄り添い、丁寧に「解消かどうか」の確認を行う。

いじめの定義

「いじめとは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】

いじめが「解消している」状態

「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が継続し（3か月を目安）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

3 不登校

不登校児童生徒の状況〈表3-①〉

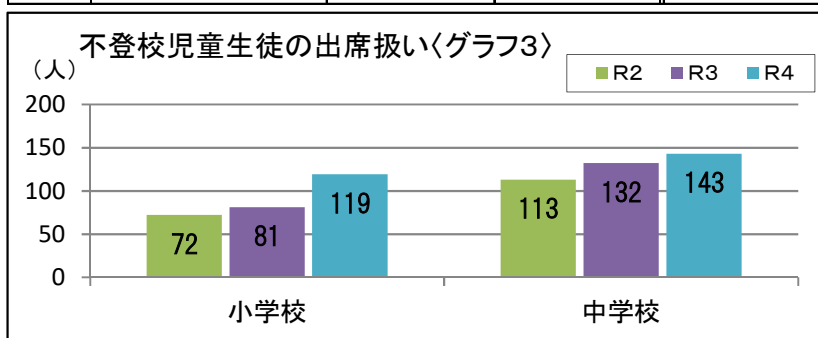
項目 校種 年度	不登校児童生徒数 [全欠] (人)		不登校児童生徒出現率 (%)		継続不登校児童生徒 (人) (%)		新規不登校児童生徒 (人) (%)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
R 2	477 [13]	995 [13]	1.13%	4.88%	215 (45.1%)	566 (56.9%)	262 (54.9%)	429 (43.1%)
R 3	643 [8]	1,260 [8]	1.55%	6.11%	255 (39.7%)	690 (54.8%)	388 (60.3%)	570 (45.2%)
R 4	803 [12]	1,407 [27]	2.03%	7.12%	377 (46.9%)	736 (52.3%)	426 (53.1%)	671 (47.7%)

校外まなびの教室の開設数及び入級者数と学校復帰の人数・割合〈表3-②〉

	開設数(カ所)	入級者数(人)	学校復帰数(人)	学校復帰率
R 2	8	140	82	58.6%
R 3	9	166	104	62.7%
R 4	9	207	120	58.0%

校内まなびの教室の開設校数と利用者数〈表3-③〉

		小	中	合計
R 2	校数(校)	4	16	20
	利用者数(人)	48	227	275
R 3	校数(校)	4	21	25
	利用者数(人)	47	309	356
R 4	校数(校)	7	23	30
	利用者数(人)	82	421	503



【対応について】

- ・教育相談等を通して児童生徒の日頃の様子を把握し、学校全体が共有できる体制を構築する。月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」との認識のもと、学校は初期段階から積極的に対応していく。
- ・校内の支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、医療福祉機関等の専門機関や校内・校外まなびの教室等とも積極的に連携を図り、支援の手が届かない不登校児童生徒をつくらないように対応していく。
- ・新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況を把握し、ICT機器の活用を含め、家庭や学校外での学びの保障を行っていく。
- ・校外まなびの教室や校内まなびの教室の積極的な利用を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。